

名古屋港管理組合工事請負契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>請負代金内訳書</u>及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に<u>定めるところにより、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書</u>には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 <u>内訳書</u>及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>第4条～第61条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>工事費内訳明細書</u>及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に<u>基づいて工事費内訳明細書</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。<u>ただし、発注者が設計図書で指定するときは、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>工事費内訳明細書</u>には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 <u>工事費内訳明細書</u>及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>第4条～第61条 略</p>